

第 10 次交通安全基本計画 骨子

航空交通の安全

第 1 節 航空事故のない社会を目指して

I 航空事故の状況

- 我が国における民間航空機の事故の発生件数は、平成 26 年は 17 件、これに伴う死亡者数は 2 人、負傷者数は 28 人である。事故の内訳をみると、小型機による事故が、平成 26 年には 17 件中 13 件であるなど多数を占める傾向にある。
- 我が国の特定本邦航空運送事業者（客席数が 100 又は最大離陸重量が 5 万キログラムを超える航空機を使用して航空運送事業を営む本邦航空運送事業者）における乗客死亡事故は、昭和 60 年の日本航空 123 便の御巣鷹山墜落事故以降発生していない。
- しかしながら、航空運送事業の中心となる大型機の事故件数をみると、年数件程度ではあるものの、下げ止まりの傾向がみられる。

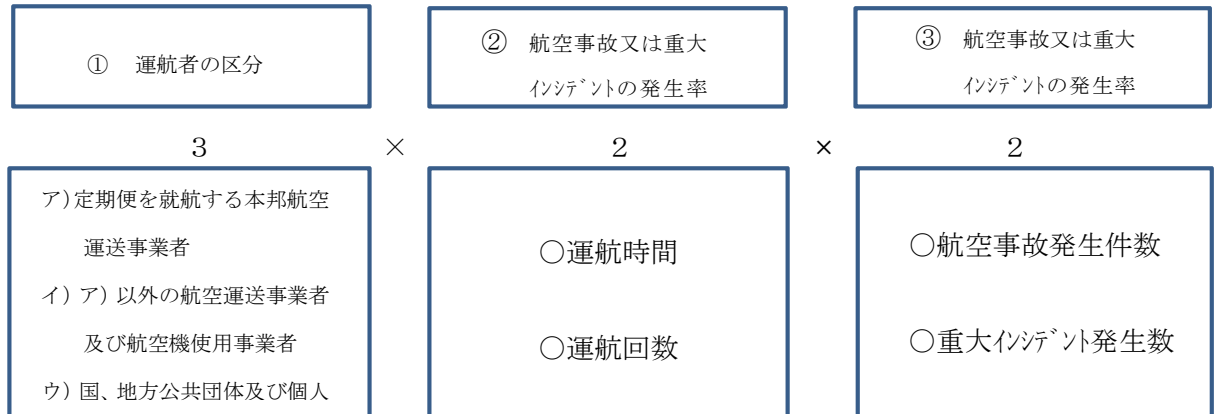
II 交通安全基本計画における目標

- 本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。
- 以下の考え方に基づく 14 の指標について、毎年過去 5 年間の平均値から年率 7% の削減を図る。これらの目標については、平成 29 年度末に行う航空安全プログラムにおける安全指標・目標の検証結果とも整合を図る。

（航空運送分野）

- ①（ア）定期便を運航する本邦航空運送事業者
 - （イ）（ア）以外の航空運送事業許可又は航空機使用事業許可を受けている事業者
 - （ウ）国、地方公共団体及び個人
の 3 区分の運航者について、それぞれ
- ② 運航時間及び運航回数に対する、
- ③ 航空事故発生率及び重大インシデント発生率（計 1 2 指標）を

設定する。



(交通管制分野)

交通管制分野に関連する又は関連するおそれのある航空事故発生率及び重大事故インシデント発生率(2指標)

第2節 航空交通の安全についての対策

I 今後の航空交通安全対策を考える視点

- 航空事故発生のおよむ被害の更なる削減を図るため、指標を通じ安全を管理・向上させる航空安全プログラムの更なる推進を図る等の航空交通安全対策の深化・高度化を進める。
- 空港容量の拡大、空域の抜本的再編の推進等の対策により、増大する航空需要への対応及び航空交通システムの安全維持・向上を一体として進める。
- 安全向上のための技術開発の推進や、新技術や産業の発展に伴う安全行政の新たな展開を図る。

II 講じようとする施策

1 航空安全プログラムの更なる推進

- 業務提供者におけるSMSの強化
 - ・業務提供者において安全指標及び安全目標値の設定などが的確に実施されるよう、指導、監督、助言等を実施する。
- 安全監査等に係る基準の策定・見直し等
 - ・把握した安全情報、国際標準の動向及び技術開発の状況等を踏まえ基準等の策定、改正を検討する。

- ・ 基準の改正を検討する国際会議等へ積極的に参画する。
- 業務提供者に対する監査等の強化
 - ・ 各分野の業務提供者に対し定期的、随時に監査等を実施する。
 - ・ 義務報告分析で得られたリスク傾向に応じた監査の重点化を図る。
- 安全情報の収集・分析、予防的安全対策の推進
 - ・ 義務報告制度により収集した情報を分析するとともに関係者と共有し、再発防止及び予防的対策に活用する。
 - ・ 自発報告制度により収集された情報に基づく提言を、予防的安全対策に活用する。
- 安全文化の醸成及び安全監督の強化
 - ・ 講習会等を通じ、航空活動関係者との情報共有等を図る。
 - ・ 担当職員への教育訓練及び内部評価等による安全監督の強化を図る。

2 航空機の安全な運航の確保

- 安全な運航の確保等に係る運航基準等の整備
 - ・ 安全で効率的な運航のための運航基準の検討及び策定を実施する。
- 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を推進する。
- 乗員政策の推進
 - ・ 操縦士及び整備士の安定的確保のため、諸制度の見直しを図る。
 - ・ 航空機乗組員の身体検査及び日常の健康管理等の充実を図る。
- 外国航空機の安全性の確保
 - ・ ランプインスペクションの更なる充実、強化を図る。
 - ・ 事故等が発生した際の関係国の航空安全当局との連携を図る。
- 小型航空機等に係る安全対策の推進
 - ・ 特定操縦技能審査制度等を通じ、操縦者の技量維持、整備点検の確実な実施を図る。
 - ・ 安全情報の共有、安全意識の啓蒙等を推進するため、関係団体と連携し安全講習会等に係る取り組みを強化する。
 - ・ 小型航空機の利用実態を把握し、幅広い運航形態に応じたきめ細かい安全対策の検討充実を図る。

- 危険物輸送安全対策の推進
 - ・危険物輸送規則の国内法令化と運用を実施する。
 - ・危険物輸送に関する対策を国際機関に提案する。
 - ・危険物の航空輸送に携わる事業者等への教育訓練及び輸送の管理に関する指導を実施する。
 - ・旅客手荷物内の危険物に関する国民への周知・啓蒙を図る。
- 航空交通に関する気象情報等の充実
 - ・航空気象情報の質的向上と適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達を実施する。
 - ・気象及び火山現象等に関する観測施設の適切な整備を進める。

3 航空機の安全性の確保

- 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備
 - ・技術の進捗等に対応し安全基準を策定する。
 - ・安全性の向上に資する技術に関する調査を実施する。
 - ・我が国航空機の安全性に関する情報や外国政府、外国メーカー等から得られる安全確保に関する情報の収集、分析及び関係者への提供を実施する。
- 航空機の検査の的確な実施
 - ・国産及び輸入航空機の安全・環境基準への適合性審査を実施する。
 - ・国の検査に代わり基準適合性確認を行う民間事業者を指導・監督する。
 - ・国産ジェット旅客機運航開始後においても安全性を維持する。
- 航空機の整備審査の的確な実施
 - ・航空運送事業者の新規参入、新型式機の導入、整備業務の委託等多様化への対応を図る。

4 航空交通環境の整備

- 増大する航空需要への対応及びサービスの充実
 - ・首都圏空港・空域における容量拡大を推進する。
 - ・国内空域の抜本的再編を推進する。
 - ・統合管制情報処理システム等を整備する。
 - ・低高度空域における小型航空機の計器飛行方式による運航の

実現を図る。

- ・航空保安職員の教育の充実を図る。
- ・大都市圏における拠点空港の整備を進める。
- 航空交通の安全確保等のための施設整備の推進
 - ・データリンク利用拡大に伴う必要な環境を構築する。
 - ・航空路監視機能の高度化を進める。
 - ・航空保安システムの災害対策の強化を図る。
- 空港の安全対策等の推進
 - ・滑走路誤進入対策を推進する。
 - ・空港の維持管理を着実に実施する。
 - ・空港における災害対策の強化を図る。

5 無人航空機の安全対策

- 無人航空機の運航ルールの適切な運用を図る。
- 無人航空機の利用の促進と安全確保との両立に向けた制度の構築と運用を図る。
- 国際的に検討されている無人航空機等について、国際基準策定に参画するとともに国内ルール化を進める。

6 航空交通の安全に関する研究開発の推進

- 航空交通の安全に関する研究開発の推進による航空交通の安全確保
 - ・乱気流を事前に検知、回避する技術、乱気流に突入しても機体動揺を低減する革新技术等、先行的な研究開発を進める。

7 航空事故等の原因究明と再発防止

- 航空事故等原因究明等の充実を図る。

8 救助・救急活動の充実

- 航空機の遭難、事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制を強化。

- ・消防体制及び救急医療体制を強化する。

9 被害者支援の推進

- 交通事故被害者等支援の内容、事業者・自治体・国等の関係機関における役割分担、交通事故被害者等への一元的な窓口機能、そのために必要とされる制度のあり方などについて検討し、支援の仕組みや体制の整備に向けて必要な取り組みを実施する。